

法定検査判定ガイドライン

平成31年4月

(公社) 長野県浄化槽協会

目 次

1	ガイドラインの基本的な考え方	1
2	ガイドラインの性格	1
3	検査項目ごとのチェック項目及びその判断方法	1
4	総合判定	2
	総合判定フロー	5
5	効率化検査	6
	(別表) 全項目検査・効率化検査 比較表	7
	(参考) 外観検査、水質検査、書類検査における重要度一覧	9
別紙1	外観検査に係るチェック項目及びその判断方法	10
別紙2	水質検査に係るチェック項目及びその判断方法	36
別紙3	書類検査に係るチェック項目及びその判断方法	38
別紙4	水質検査により不適正となる場合の外観検査上の主な原因	41

浄化槽法定検査判定ガイドラインについて

このガイドラインは、浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質検査（以下「法定検査」という。）について、法定検査を行う際の具体的なチェック項目やその判定方法について、「浄化槽法定検査判定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）としてまとめたものである。

1 ガイドラインの基本的な考え方

ガイドラインをまとめるに当たり、基本的な考え方は次のとおりとした。

- (1) 浄化槽法定検査の判定については、浄化槽法定検査判定ガイドライン（平成8年3月25日 衛浄第17号 厚生省浄化槽対策室長通知 最終改正平成14年2月7日 環廃対第105号。以下「国ガイドライン」という。）を基本とする。
- (2) 「浄化槽の設置に係る自主基準」、「浄化槽の維持管理に関する自主基準」（平成8年 長野県浄化槽協会 専門部会。以下「自主基準」という。）及び「浄化槽法定検査ガイドラインに基づく判定の統一について」（平成30年3月7日）については、国のガイドラインに基づく判断を行う際の具体的なチェック項目または判断する際の目安として位置づけ、自主基準の内容をガイドラインの項目に従って整理・統合し、「検査におけるチェック基準」として使用することとした。
- (3) 国ガイドラインと検査におけるチェック基準を一覧で整理するとともに、判定を行うに当たっての判定フローを示した。

2 ガイドラインの性格

本ガイドラインは、国ガイドラインを基本に取りまとめたもので、法定検査の判定に当たって、基本とすべき事項を示したものであり、個別のチェック項目についても、法定検査において浄化槽の機能をチェックする上で、特に重要、あるいは最低限必要であると考えられる項目について限定して示した。

3 検査項目ごとのチェック項目及びその判断方法

(1) 判断に当たっての考え方

ここでは、外観検査、水質検査、書類検査ごとのチェック項目及びその判断方法についての考え方を示す。チェック項目ごとの判断に当たっては、検査結果を次の3段階に分けて判断する。

「良」：望ましい状態にある。または異常が認められない。

「可」：一部望ましくない状態または異常が認められるが、通常の保守点検及び清掃の範囲で回復が可能な程度の状態であり、処理機能等に影響を与えるおそれが小さい。

「不可」：望ましくない状態または異常が認められ、主として当該単位装置の処理機能等に影響を与えることが明らかである。

浄化槽の機能については、個々のチェック項目の検査結果だけでは判断しづらい場合も多いと考えられるが、ここではまずチェック項目ごとに「良」、「可」及び「不可」の判断を行うものとする。このため、チェック項目ごとの判断結果と総合判定結果とは必ずしも直接リンクしないので、十分留意する必要がある。

(2) 具体的な判断方法

① 外観検査

外観検査に係るチェック項目及びその判断方法は、別紙1のとおり。

7条検査においては、主として構造や施工が基準に従って適切に行われているか否か、設備または単位装置の所期の能力や作動状況が適切か否か、生物膜または活性汚泥が育成しているか否か等に着目して検査を行い、11条検査においては、主として維持管理が適切に行われているか否か、生物膜または活性汚泥の管理が適切に行われているか否か等に着目して検査を行うこととなる。

いずれの検査においても、所期の処理機能が確保されているか否かに着目するという検査の趣旨を常に念頭におくことが重要である。

② 水質検査

水質検査に係るチェック項目及び判断方法は、別紙2のとおり。

③ 書類検査

書類検査に係るチェック項目及び判断方法は、別紙3のとおり。

7条検査においては使用開始直前を始めとする保守点検の記録、清掃を行っている場合は清掃の記録等をもとに検査を行い、11条検査においては保守点検の記録、清掃の記録等をもとに検査を行うこととなる。

4 総合判定

(1) 判定に当たっての考え方

総合判定では、外観検査、水質検査及び書類検査の結果を総合的に勘案して、「適正」、「おおむね適正」及び「不適正」のいずれに該当するかを判断する。具体的には、

「適正」：浄化槽の設置及び維持管理に問題があると認められない場合

「おおむね適正」：浄化槽の設置及び維持管理に関し、一部改善することが望ましいと認められる場合、または今後の経過を注意して観察する必要があると認められる場合であって、「不適正」以外の場合

「不適正」：浄化槽の設置及び維持管理に関し、法に基づく浄化槽の構造、工事、保守点検及び清掃に係る諸基準に違反しているおそれがあると考えられ、改善を要すると認められる場合

3で示した検査項目ごとの判断結果を踏まえると、総合判定は次の考え方に基づき行うことが望ましい。

判定区分	内 容
適 正	全てのチェック項目が「良」であるもの (一部の項目が「可」で、その他が「良」であるものを含む。)
おおむね適正	いずれかのチェック項目が「可」または「不可」であって、「適正」または「不適正」以外のもの
不 適 正	① 外観検査のチェック項目うち、放流水質または公衆衛生に著しい影響を与えるおそれが極めて高いと考えられる項目が「不可」であるもの ② 水質検査のチェック項目うち、放流水質に係る項目が「不可」であり、かつ、外観検査または書類検査の項目の判断結果から、法令の基準に違反しているおそれがある等その原因が明らかであるもの ③ 書類検査のチェック項目のうち、放流水質または公衆衛生に著しい影響を与えるおそれが極めて強いと考えられる項目が「不可」であるもの

(2) 具体的な判定方法

【適正】

- ① 原則として全てのチェック項目が「良」
- ② 浄化槽の放流水質または公衆衛生に及ぼす影響が比較的軽微、または必ずしもこれらの悪化を伴わないと考えられる次のチェック項目が「可」で、その他の項目が「良」
 - ・ 外観検査：5項目（別紙1の重要度「C」）
（浄化槽の上部スラブ、設置場所の状況、悪臭の発生状況、か・はえの発生状況）
 - ・ 水質検査：5項目（pH、SV、DO、 Cl^- 、 $NO_3^-+NO_2^-$ ）
 - ・ 書類検査：2項目（保守点検、清掃の記録の内容）

【おおむね適正】

- ① いずれかのチェック項目が「可」または「不可」と判断されたものであって、適正または不適正以外のもの
- ② 浄化槽の放流水質または公衆衛生に及ぼす影響が比較的軽微、または必ずしもこれらの悪化を伴わないと考えられる次のチェック項目が「不可」であっても、他の検査項目に関係なく、総合判定において【おおむね適正】と判定しても支障ないもの
 - ・ 外観検査：5項目（別紙1の重要度「C」）
（浄化槽の上部スラブ、設置場所の状況、悪臭の発生状況、か・はえの発生状況）
 - ・ 水質検査：5項目（pH、SV、DO、 Cl^- 、 $NO_3^-+NO_2^-$ ）
 - ・ 書類検査：2項目（保守点検、清掃の記録の内容）

【不適正】

以下の①～③のいずれかに該当するものを【不適正】と判定する。

ただし、自然条件、汚泥処理体制の整備状況等浄化槽管理者または関係業者に起因しない地域の実情により、「不可」と判断され、または【不適正】と判定されるような場合は、下記によらず、暫定的に地域の状況に即した判定方法を別途設けることを妨げるものではない。また、医薬品の常用品等の事情により、「不可」と判断され、【不適正】と判定されるような場合についても、特段の配慮をすべきである。

① 外観検査の結果からの判定方法

(別紙1の重要度Aのチェック項目：30項目)

外観検査のチェック項目のうち、「不可」と判断された場合、そのまま放置すれば放流水質の著しい悪化、公衆衛生上の著しい問題等が生じるおそれが極めて強いと考えられる項目については、その項目が「不可」であることをもって、【不適正】と判定されることが適当である。

(別紙1の重要度Bのチェック項目：44項目)

外観検査のチェック項目のうち、「不可」と判断された場合、必ずしも放流水質の著しい悪化、公衆衛生上の著しい問題等が生じるおそれが極めて強いとは考えられない項目については、その項目が「不可」であることをもって、ただちに【不適正】と判定するのではなく、水質検査又は書類検査のチェック項目が不可であるかどうかを考慮して判定することが適当である。ただし、通常の使用状態における送風機の故障による停止は、水質に影響を及ぼすことが確実であるため重要度Bのチェック項目であっても【不適正】と判定する。

② 水質検査の結果からの判定方法

(水質検査のチェック項目のうち、残留塩素、透視度、BOD)

水質検査については、スポット検査であること等から、その結果が「不可」と判断されたことのみをもって、【不適正】とするのではなく、次に掲げるような放流水質に係るチェック項目が「不可」であって、外観検査又は書類検査からその原因が明らかである場合に限り、【不適正】と判定することが適当である。【不適正】となる場合の外観検査の原因として主として考えられるものを別紙4に示す。

なお、効率化検査の導入により、BOD検査が第11条検査においても行われることから、その数値が120mg/Lを超える場合は、管理者に特段の事情がない限り、水質検査の結果のみで【不適正】とする。

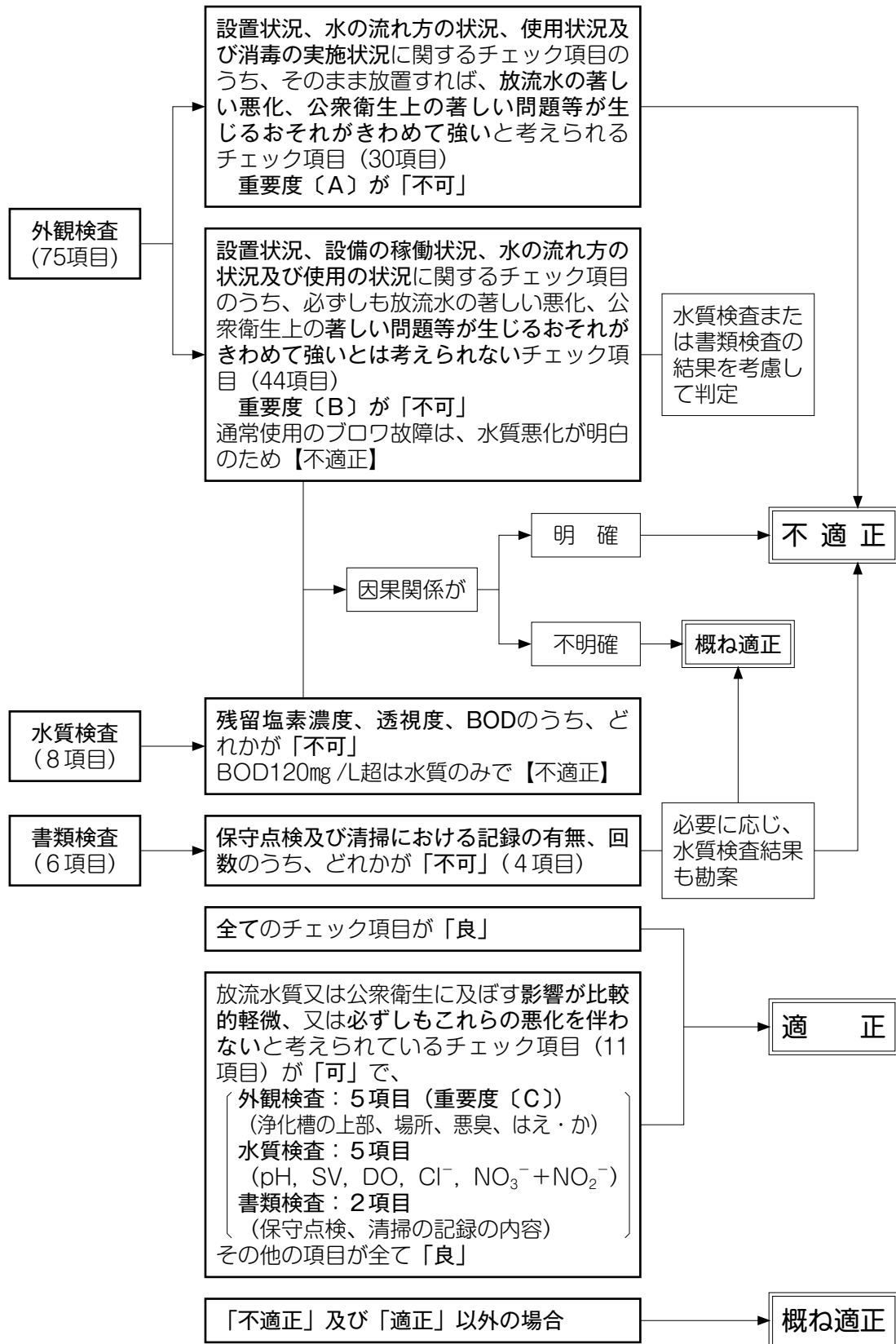
③ 書類検査の結果からの判定方法

(保守点検または清掃記録のチェック項目のうち、記録の有無、回数)

書類検査のチェック項目のうち、「不可」と判断された場合、そのまま放置すれば放流水質の著しい悪化、公衆衛生上の著しい問題等が生じるおそれが極めて強いと考えられる項目については、その項目が「不可」であることをもって、【不適正】と判定されることが適当である。判定に当たっては、必要に応じ、水質検査の結果も考慮すべきである。

これらの判定については、別紙の総合判定フローを参照すること。

総合判定フロー



5 効率化検査

平成19年の浄化槽の水質に関する検査項目等の改正へ対応するため、BOD検査を全ての11条検査に導入する。

また、11条検査の受検率の向上のため、BOD検査の導入に合わせて、平成29年に環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長及び長野県知事の下承を得て、検査項目の一部を省略することにより検査の効率化を図る。

(1) 省略項目

項目	外観検査	水質検査	書類検査
省略の有無	一部省略	—※	—

※独自検査項目（SV（汚泥沈殿率）、硝酸性・亜硝酸性窒素）は省略し、平成19年8月29日付け環境省告示第64号で示された水質検査項目を実施する。

(2) 対象人槽

5人槽～20人槽

(3) 省略を認める理由

BODは、設置及び維持管理の状況を総合的に示す指標であるので、設置状況、設備の稼働状況、水の流れ方の状況、使用の状況等の検査項目は、BOD測定結果から推定することができるため。（BODが望ましい範囲にある浄化槽は、生物処理機能に大きな異常が認められず、省略した検査項目も良好である可能性が高いと認められる。）

(4) 効率化検査項目

効率化検査では、次の①及び②の項目に書類検査を加えた41項目を検査項目とする。

① 外観検査

外観検査は、そのまま放置すれば、放流水の著しい悪化、公衆衛生上の著しい問題等が生じるおそれが極めて強いと考えられる項目（国ガイドラインA、A・Bランクの30項目）に生物処理機能で重要な2項目（送風機の稼働状況、生物膜の状況）、BODの測定では把握できない公衆衛生上の2項目（悪臭、か・はえの発生状況）を加えた34項目とする。

② 水質検査

水質検査は、平成19年8月29日付け環境省告示第64号で定められた5項目に水温を加えた6項目とする。

具体的な検査項目は、（別表）現行検査・効率化検査比較表のとおりとする。

(5) 効率化検査判定後の対応

① 【適正】及び【おおむね適正】

効率化検査を継続する。

② 【不適正】

次回は、全項目検査を実施する。

(別表) 全項目検査・効率化検査 比較表

1 外観検査

検 査 項 目		重要度	全項目	効率化	
1 設置状況	1	(1) 水平の状況	A	○	○
		(2) 浮上または沈下の状況	A	○	○
		(3) 破損または変形の状況	A	○	○
	2	(1) 漏水の状況	A	○	○
		(2) 溢流の状況	A	○	○
	3	(1) 上部スラブの打設の有無	C	○	
		(2) 嵩上げの状況	A	○	○
		(3) 浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	A	○	○
	4	(1) 雨水の流入状況	A	○	○
		(2) 土砂の流入状況	B	○	
		(3) その他特殊な排水の流入状況	A	○	○
	5	(1) スクリーン設備の固定状況	B	○	
		(2) ポンプ設備の固定状況	A	○	○
		(3) 接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況	A	○	○
		(4) ばっ気装置の固定状況	A	○	○
		(5) 攪拌装置の固定状況	A, B	○	○
		(6) 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	A	○	○
		(7) 循環装置の固定状況	A	○	○
		(8) 逆洗装置、洗浄装置の固定状況	A	○	○
		(9) 膜モジュールの固定状況	A	○	○
		(10) 消毒設備の固定状況	A	○	○
(11) 越流せきの固定状況		A	○	○	
(12) 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況		A	○	○	
(13) その他の内部設備の固定状況		A, B	○	○	
6	(1) 設置場所の状況	C	○		
	(2) 流入管渠及び放流管渠の設置状況	A	○	○	
	(3) 送風機の設置状況	A, B	○	○	
	(4) 増改築等の状況	A	○	○	
2 設備の稼働状況	7	(1) ポンプの稼働状況	B	○	
		(2) 送風機の稼働状況	B	○	○
		(3) 駆動装置の稼働状況	B	○	
	8	(1) ばっ気装置の稼働状況	B	○	
		(2) 攪拌装置の稼働状況	B	○	
	9	(1) 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	B	○	
		(2) 循環装置の稼働状況	B	○	
		(3) 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	B	○	
		(4) 膜モジュールの稼働状況	B	○	
	10	(1) 制御装置の稼働状況	B	○	
		(2) 調整装置の稼働状況	B	○	
	11	(1) 生物膜の状況	B	○	○
(2) 活性汚泥の状況		B	○		
12	(1) その他の装置の稼働状況	B	○		
3 水の流 れ 方 の 状 況	13	(1) 流入管渠(路)の水流の状況	B	○	
		(2) 放流管渠(路)の水流の状況	B	○	
		(3) 各単位装置間の水流の状況	B	○	
14	(1) 越流せきにおける越流状況	B	○		

検 査 項 目		重要度	全項目	効率化	
3 水の流 れ方 の状況	15	(1) 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況	B	○	
		(2) 流量調整槽の水位及び水流の状況	B	○	
		(3) 嫌気ろ床槽の水位の状況	B	○	
		(4) ばっ気槽水位及び水流の状況	B	○	
		(5) 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況	B	○	
		(6) 生物ろ過槽、担体流動槽の水位、水流状況	B	○	
		(7) 平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況	B	○	
		(8) 沈殿槽の水位及び水流の状況	B	○	
		(9) その他の単位装置の水位及び水流の状況	B	○	
	16	(1) 原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	B	○	
		(2) 流量調整槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	B	○	
		(3) 腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気ろ床槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	B	○	
		(4) ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	B	○	
		(5) 生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	B	○	
		(6) 沈殿槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	B	○	
		(7) 消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	A	○	○
		(8) 消泡ポンプ槽及び水中フロア槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	B	○	
(9) 放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況		A	○	○	
(10) 汚泥処理設備の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況		B	○		
17	(1) 汚泥の流出状況	A	○	○	
4 使用の状 況	18	(1) 油脂類の流入状況	B	○	
		(2) 処理対象以外排水の流入状況	B	○	
	19	(1) 異物の流入状況	B	○	
20	(1) 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況	A, B	○	○	
5 悪臭の発 生状況	21	(1) 悪臭の発生状況	C	○	○
		(2) 悪臭防止措置の実施状況	C	○	
6 消毒の実 施状況	22	(1) 消毒剤の有無	A	○	○
		(2) 処理水と消毒剤の接触状況	A	○	○
7 か、はえ 等の発生状況	23	(1) か、はえ等の発生状況	C	○	○

75項目 34項目

2 水質検査

検 査 項 目		全項目	効率化
pH		○	○
SV	%	△*	—
DO	mg / L	○	○
残留塩素	+・—	○	○
透視度	cm	○	○
BOD	mg / L	△	○
硝化N	+・—	△*	—
水温	℃	△*	△*

※平成19年8月29日付け環境省告示第64号で示された水質検査項目対象外（長野県独自項目）

3 書類検査

検 査 項 目		全項目	効率化
保守業者		○	○
記録の有無		○	○
記録の内容		○	○
点検回数		○	○
清掃業者		○	○
記録の有無		○	○
記録の内容		○	○
実施日		○	○

(参考) 外観検査、水質検査、書類検査における重要度一覧

1 外観検査 (75項目)

項目	重要度	A	A・B	B	C	計
1 設置状況		21	3	2	2	28
2 設備の稼働状況		0	0	14	0	14
3 水の流れ方の状況		3	0	21	0	24
4 使用の状況		0	1	3	0	4
5 悪臭の発生状況		0	0	0	2	2
6 消毒の実施状況		2	0	0	0	2
7 か・はえなどの発生状況		0	0	0	1	1
計		26	4	40	5	75

重要度A：原則として、その項目が「不可」であることをもって、「不適正」と判定することが適当なもの

重要度B：その項目が「不可」であることをもってただちに「不適正」と判定するのではなく、水質検査、または書類検査のチェック項目が「不可」であるかどうかを考慮して判定することが適当であるもの

重要度C：その項目が「可」であっても、総合判定において「適正」と判定して支障のないもの。また、その項目が「不可」であっても、総合判定において「おおむね適正」と判定して支障のないもの

2 水質検査 (8項目)

項目	重要度	高	低
1 水素イオン濃度指標 (pH)			○
2 汚泥沈殿率 (SV)			○
3 溶存酸素量 (DO)			○
4 残留塩素濃度		○	
5 透視度		○	
6 生物化学的酸素要求量 (BOD)		○	
7 硝酸性・亜硝酸性窒素			○
8 水温			○
計		3	5

重要度「高」：その項目が「不可」であることをもってただちに「不適正」と判定するのではなく、外観検査または書類検査からその原因が明らかになる場合に限り、「不適正」と判定することが適当であるもの。ただし、透視度が「不可」であってもBODが「良」又は「可」であれば、その結果を持って判定する。

重要度「低」：その項目が「可」であっても、総合判定において「適正」と判定して支障のないもの。また、その項目が「不可」であっても、総合判定において「おおむね適正」と判定して支障のないもの

3 書類検査 (6項目)

項目	重要度	高	低
保守点検	1 記録の有無	○	
	2 記録の内容		○
	3 保守点検の回数	○	
清掃	1 記録の有無	○	
	2 記録の内容		○
	3 清掃の回数	○	
計		4	2

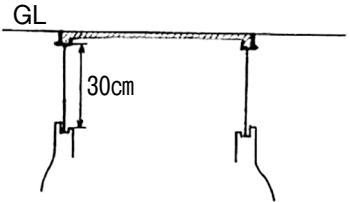
重要度「高」：原則として、その項目が「不可」であることをもって、「不適正」と判定することが適当なもので、判定に当たっては、必要に応じ、水質検査結果も勘案すべきもの

重要度「低」：その項目が「可」であっても、総合判定において「適正」と判定して支障のないもの。また、その項目が「不可」であっても、総合判定において「おおむね適正」と判定して支障のないもの

別紙1 外観検査に係るチェック項目及びその判断方法

1. 設置状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
1 槽の水平、浮上または沈下、破損または変形等の状況	①水平の状況	異常なし	水平の狂いが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水平の狂いが認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	原則として、水準目安線が設けられている単位装置でチェックする。	A
	②浮上または沈下の状況	異常なし	浮上または沈下が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	浮上または沈下が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		A
	③破損または変形の状況	異常なし	一部変形が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	破損または変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	槽本体部分の破損または変形の有無を確認する。内部設備については、「内部設備の固定状況」の項目でチェックする。	A
2 漏水の状況	①漏水の状況	異常なし	—	各単位装置の水位の低下等、漏水を生じていることが明らかである。	管渠及び槽本体から環境への漏水をチェックする。	A
	②溢流の状況	異常なし	—	各単位装置の水位の著しい上昇等、溢流を生じていることが明らかである。	管渠及び槽本体から環境への溢流をチェックする。	A
3 浄化槽の上部の状況	①上部スラブの打設の有無	スラブの打設有り	スラブの打設はないが、維持管理作業性等に与える支障は軽微である。	スラブの打設がなく、維持管理作業性等に著しい支障を与えることが明らかである。		C
	②嵩上げの状況	小型 ：嵩上げ30 cm以下であり、かつ、維持管理作業性に支障を与えていない。 中・大型 ：維持管理作業性に支障を与えていない。	小型 ：嵩上げ30 cm以下であるが、維持管理作業性に軽微な支障を与えている。 中・大型 ：維持管理作業性に与える支障は軽微である。	小型 ：嵩上げ30 cmを超えている。あるいは嵩上げが30 cm以下であっても維持管理作業性に著しい支障を与えている。 中・大型 ：維持管理作業性に著しい支障を与えることが明らかである。	小型合併処理浄化槽については嵩上げ状況を重視し、中・大型合併処理浄化槽については維持管理作業性を重視した判断とする。	A

検査におけるチェック基準	備考
<p>●浄化槽の水平が保たれているか</p> <p>1) 水平の狂いがあり、そのため均等な越流及び旋回流等に支障がある場合</p> <p>2) 水準標示線が確認できる場合、前後左右の標示線に対しずれがある場合</p> <p>3) 水平標準器を用いる場合も2)と同様とする。</p>	<p>●浄化槽の水平が保たれているか</p> <p>1) 均等な越流が越流せきの調整をしても望めない場合及びデッドスペースを生じている場合</p> <p>2) 小型合併処理の場合。ただし、機能に支障がない場合に不可としない。</p> <p>3) 2)と同様</p>
<p>●浄化槽の浮上、沈下がないか</p> <p>1) 浮上、沈下が認められる場合</p> <p>2) 流入管低及び放流管低との落差がずれている場合</p>	<p>●浄化槽の浮上、沈下がないか</p> <p>1) 通常の使用状態において 沈下は、越流せきと放流口WLとの落差が取れていない場合 浮上は、浄化槽入口で詰まりを生じている場合</p> <p>2) 基礎の状況等に関する工事記録を参考とする。 〔注意〕全体的（浄化槽と管渠）が部分的（浄化槽のみか管渠のみか）かを判断する必要がある。</p>
<p>●浄化槽の破損・変形がないか</p> <p>1) 破損・変形が認められる場合</p> <p>2) 植物の根が浄化槽もしくは管路に侵入している場合はこの項目で指摘する。</p>	<p>●浄化槽の破損・変形がないか</p> <p>1) 破損（ひび割れを含む）が認められるが、処理機能に直接影響がなく軽微な破損の場合は不可としない。 変形（歪みなど）があるが亀裂がなく調整及び機能に支障を生じていない場合は不可としない。 〔注〕老朽化による亀裂・破損・腐食も破損に含める。</p>
<p>●漏水の状況</p> <p>1) 地下水が浸入している場合も含む。</p>	<p>●漏水の状況</p> <p>1) 放流先又は地下浸透装置などの手前で管渠が破損し漏水が認められる場合は、不可として修繕するよう指摘する。また、トレンチの分配弁での漏水も不可とする。</p>
<p>●嵩上げ等</p> <p>1) 嵩上げの高さは、嵩上げ前のマンホールカラーの上端と現在のマンホール枠の下端との間の距離を測定する。</p> 	<p>●嵩上げ等</p> <p>1) 小型合併処理浄化槽とは、50人槽以下の浄化槽をいう。</p> <p>2) 第7条検査において嵩上げ30cm以上のため不可の場合であっても、第11条検査において保守点検が適正に実施されていれば、可として毎年指摘を行う。 ただし、平成30年4月以降は、第7条検査で不可のものは、改善されない限り、第11条検査でも不可を継続することとする。</p>

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
3 浄化槽の上部の状況	③浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	異常なし	物が置かれているが、移動が可能であるなど、維持管理作業性に与える支障は軽微である。	構造物がある、点検口がない、槽上部開口部の蓋の欠落等、維持管理作業性に著しい支障を与えることが明らかである。	浄化槽上部、周辺及びピット構造における維持管理作業性、点検口の有無、槽上部開口部の蓋の欠落、破損、変形及び位置、槽本体への過大な荷重の有無等についてチェックする。	A
4 雨水、土砂等の槽内への流入状況	①雨水の流入状況	異常なし	升、マンホール蓋等から雨水の流入が認められるが、軽微である。	雨水排除管が接続されているなど、雨水の著しい流入が認められる。	流入管渠の途中の升の蓋が密閉されてなく、かつ雨水が流入するおそれがある場合はこの項目でチェックする。	A
	②土砂の流入状況	異常なし	升、マンホール蓋等から土砂の流入が認められるが、軽微である。	土砂の著しい流入が認められる。		B
	③その他の特殊な排水の流入状況	異常なし	処理対象以外の排水の流入が認められるが、軽微である。	処理対象以外の排水管の接続が行われているなど、特殊な排水の著しい流入が認められる。	流入管渠の途中で、屋外の給水栓の水抜管、受水槽の水抜管（オーバーフロー管）、病院の場合、臨床検査室、手術室及び人工透析室の排水管などが接合されていないことをチェックする。異臭、汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況、水質検査などで異常が認められた場合は、それぞれ該当する項目の部分でチェックする。	A
5 内部設備の固定状況	①スクリーン設備の固定状況	異常なし	スクリーン設備の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	スクリーン設備やし渣受けカゴが欠落、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B

検査におけるチェック基準	備考
<p>●浄化槽上部の状況</p> <p>1) 造作物や物が置いてあり移動が困難で、保守点検（清掃）に支障がある場合</p> <p>2) マンホール等蓋の開閉が困難である場合</p> <p>3) ピット構造としたとき、踊り場が概ね一辺900mm以下である場合</p> <p>4) マンホール等蓋の開閉が出来ない場合や十分な作業が出来ない場合</p> <p>※全ての蓋を開けられない浄化槽上部の判定は、不可として備考に上部の状況を記載する。その他の項目は未記入とし、検査は延期扱いとする。県の指導の後に検査を実施する。</p>	<p>●浄化槽上部の状況</p> <p>1) 物置、ベランダ等や庭石、花鉢など重量が概ね20kg以上の物で、移動が困難でマンホール等蓋の開閉が出来ない場合や十分な作業が出来ない場合</p> <p>3) ピット内での作業が充分に出来るスペースを確保し、ピットの蓋は安全で保守点検に支障ない材質重さとすること。</p> <p>4) セメントで塗られている又は、固定ボルト、内フックなど破損しているもの。（凍結は除く）</p> <p>●その他</p> <p>1) 現場打ちの場合は設計図、付帯機器等の十分な確認が必要</p>
<p>●雨水・土砂等の浄化槽への流入</p> <p>1) 雨水、土砂が流入している場合</p> <p>2) 浄化槽スラブに、十分な水勾配及び地上部との落差あるいは雨水避け対策がとられていない場合</p>	<p>●雨水・土砂等の浄化槽への流入</p> <p>1) 雨水を流入させないことは、使用に関する準則第1条。なお、外流しは用途で判断する。</p> <p>2) 雨水避け対策がとられていれば良い。</p>
<p>3) 設置場所付近が、土手、山ぎわで土砂等の落下防止の防護策が講じられていない場合</p>	
<p>4) 単独浄化槽に、生活雑排水が流入している場合</p> <p>5) 工場排水が流入している場合</p> <p>6) 特殊排水が直接流入している場合（医療・実験研究等の排水）</p>	

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
5 内部設備の固定状況	②ポンプ設備の固定状況	異常なし	ポンプ設備の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	ポンプ設備の欠落、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	ポンプ設備とは、原水ポンプ、中継ポンプ、流量調整槽用ポンプ、放流ポンプ、逆洗用水中ポンプ及び膜分離用吸引ポンプ等をさす。関連する配管及び配管途中のバルブを含む。	A
	③接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況	異常なし	接触材、ろ材、担体等の固定または保持不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	接触材、ろ材、担体等の欠落、浮上、破損、脱落、流出等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		A
	④ばっ気装置の固定状況	異常なし	ばっ気装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	散気装置の欠落、破損、固定不良、空気配管途中の支持具の破損等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	ばっ気装置には、関連する空気配管、オリフィス等を含む。	A
	⑤攪拌装置の固定状況	異常なし	攪拌装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	攪拌装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A：凝集工程の急速、緩速攪拌装置、脱窒槽等の攪拌装置の場合 B：流量調整槽や汚泥濃縮貯留槽等の攪拌装置の場合	A、B
	⑥汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	異常なし	汚泥返送装置または汚泥移送装置の位置の不良、汚泥返送管または汚泥移送管の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥返送装置または汚泥移送装置の欠落、位置の不良、汚泥返送管または汚泥移送管の破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	汚泥返送装置または汚泥移送装置には、エアリフトポンプを用いている場合、関連する空気配管を含む。排砂装置、分水計量装置、移送用ポンプについては、この項目に準じてチェックする。	A
	⑦循環装置の固定状況	異常なし	循環装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	循環装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	分水計量装置及び循環ポンプは、この項目に準じてチェックする。	A

検査におけるチェック基準	備 考
<p>●ポンプ設備の固定状況</p> <p>1) 移送ポンプが2台以上無い場合 [合併に限る]</p> <p>2) 流量調整槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に汚水を移送することができない構造の場合</p> <p>3) ポンプの固定が不十分な場合や容易な脱着が可能な場合</p>	<p>●ポンプ設備の固定状況</p> <p>1) 原水槽・放流槽のポンプも2台以上必要。第7条検査時に設置スペースがない理由で、1台で良となっている場合でも、第11条検査では可で指摘する。ただし、平成30年4月以降は、第7条検査で不可のものは、改善されない限り、第11条検査でも不可を継続することとする。また、7条検査未実施で設置基数が1台の場合は、不可とする。</p> <p>2) 一般的には非常用ポンプ（3台目）の設置を意味する。</p>
	<p>●接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況</p> <p>1) 嫌気ろ床槽（ろ材）、接触ばっ気槽等（接触材）、担体流動槽等（担体）において、ろ材、接触材及び担体の欠落、浮上、脱落、破損等が認められる場合は、水質が良好であっても不可とする。ただし、摩耗による流出については水質を勘案して、可又は不可とする。</p>
<p>●汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況</p> <p>1) 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の破損の場合</p> <p>2) 返送管、移送管のレベル不良の場合</p>	<p>●汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況</p> <p>流量調整装置としてのエアリフトポンプや間欠定量ポンプはこの項目で判断する。なお、稼働状況は「調整装置の稼働状況」で判断する。</p>
<p>●循環装置の固定状況</p> <p>1) 循環装置の破損の場合</p>	

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
5 内部設備の固定状況	⑧逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	異常なし	逆洗装置または洗浄装置の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	逆洗装置または洗浄装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		A
	⑨膜モジュールの固定状況	異常なし	—	膜モジュールの欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	接触材、ろ材、担体等の固定状況及び保持状況の項目に準じてチェックする。	A
	⑩消毒設備の固定状況	異常なし	消毒設備の固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	消毒設備の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		A
	⑪越流せきの固定状況	異常なし	越流せきの水平の狂いが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	越流せきの欠落、水平の狂い、破損、変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		A
	⑫隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	異常なし	一部変形等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	破損または著しい変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		A
	⑬その他の内部設備の固定状況	異常なし	一部固定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	固定不良、欠落、破損が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	本固定状況のなかには、流量調整槽の分水計量装置、散水とい、平面酸化床、消泡装置、汚泥掻き寄せ機、回転板駆動装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、集水装置、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機、制御盤、操作ラベル等の固定状況のチェックを含む。 A：流量調整槽の分水計量装置、散水とい、平面酸化床、汚泥掻き寄せ機、回転板駆動装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、集水装置、計測装置、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機、制御盤、操作ラベルの場合 B：A以外の場合	A、B

検査におけるチェック基準	備 考
	<p>●消毒設備の固定状況</p> <p>1) 消毒薬筒の固定ホルダーが外れている場合不可とする。 ただし、保守点検業者が、残留塩素が確実に保持できる方法で固定しており、保守できていると判断される場合は、良とする。</p>
<p>●その他の内部設備の固定状況</p> <p>1) 付帯設備の保守点検が非常に困難である場合</p> <p>2) 警報装置の不備は、警報フロート、制御盤ランプ、ブザー等の設置状況を確認する。</p> <p>3) 接触ばっ気槽の有効容量が5.2m³を超える場合で消泡装置が無い場合 [合併に限る] (構造基準)</p> <p>4) 人槽等の表示ラベルが、所定の場所に貼付されていない場合</p> <p>5) スカムスキマの固定状況はこの項目で判断する。 なお、駆動式のスカムスキマ (汚泥掻寄機) は「駆動装置の稼働状況」の項目で判断する。</p>	<p>●3次処理のある単独浄化槽</p> <p>1) 3次処理に固定不良、破損等がある場合、3次処理は、浄化槽施設ではないため指摘することは出来ない。BODが良であり、他に指摘がなければ【適正】の判定となる。</p> <p>●変則合併処理浄化槽 (平成元年以降に設置されたものに限る)</p> <p>1) 3次処理に固定不良、破損等がある場合は、影響する項目で指摘する。</p>

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
6 設置に係るその他の状況	①設置場所の状況	異常なし	一部通気不良等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	処理機能上あるいは維持管理上、不適切な場所に設置されている。	雨水が停滞しやすい、または通気性が悪い場所での設置により、処理機能へ影響を及ぼすことがある。	C
	②流入管渠及び放流管渠の設置状況	異常なし	流入管渠または放流管渠途中の弁の一部欠落等が認められるが、維持管理作業性に与える支障は軽微である。	流入管渠または放流管渠の未接合が認められる。放流先の水位との落差が不十分で、放流水が逆流することが明らかである。		A
	③送風機の設置状況	異常なし	送風機の取り付け架台の未設置、騒音、振動等の発生が認められる。	送風機の未設置や取り付け不良、空気配管の露出や過長が認められる。	送風機本体からの槽本体の接続部までの空気配管、防水、予備コンセントやアースのチェックを含む。ただし、アースの不必要なものもある。 A：送風機の未設置の場合 B：A以外の場合	A、B
	④増改築等の状況	異常なし	増改築等に伴い、人槽の変更が行われていないが、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	増改築に伴い、処理対象人員と人槽に大幅な差が生じており、処理機能に影響を与えることが明らかである。	人槽表示等の状況を含む。	A

2. 設備の稼働状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
1 ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	①ポンプの稼働状況	異常なし	揚水能力の低下が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	揚水能力の不足、故障等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	ポンプ設備とは、原水ポンプ、流量調整槽用ポンプ、移流ポンプ、放流ポンプ、逆洗用水中ポンプ及び膜分離用吸引ポンプ等をさす。関連する配管及び配管途中のバルブを含む。	B

検査におけるチェック基準	備 考
<p>●上屋の通気状況</p> <p>1) 換気、通気設備の故障、破損による不備が認められる場合</p> <p>2) 換気、通気の不備で結露が生じ、装置・機器の錆付きが認められる場合</p> <p>3) 換気（照明）装置がなく、保守点検に支障が認められる場合</p>	<p>●上屋の通気状況</p> <p>3) 特に、地下構造や半地下構造の場合。なお、漏電や腐食等の恐れもないか判定に含める。</p>
	<p>●流入管渠及び放流管渠の設置状況</p> <p>1) 管の覆土は概ね200mm以上覆土が望ましい。</p>
<p>●増改築等の状況</p> <p>1) 用途変更を含む。</p>	<p>●増改築等の状況</p> <p>1) 不可の場合は、処理対象外の流入として指摘する。</p>

検査におけるチェック基準	備 考
<p>●ポンプ、送風機及び駆動装置（集泥機、機械攪拌装置、自動スクリーン）の稼働状況</p> <p>1) 装置が破損または老朽化している場合</p> <p>2) ポンプの揚水量不足が認められる場合</p> <p>3) ポンプの空転、固定状況に起因しない激しい振動等の場合</p> <p>4) ポンプの位置・配管がレベルスイッチの稼働を妨げている場合</p>	<p>●ポンプ、送風機及び駆動装置（集泥機、機械攪拌装置、自動スクリーン）の稼働状況</p> <p>1) 水中ポンプ、送風機は、2台交互運転の場合、1台が正常ならば可とする。</p> <p>2) 設計容量を参考とする。</p> <p>3) 沈殿分離槽へ汚水を移送する場合及び流量調整槽のポンプ、中継ポンプの場合。 [注] ポンプの揚水量が設計どおりか確認する必要がある。</p>

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
1 ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	②送風機の稼働状況	異常なし	送風能力の低下、槽内の攪拌水流の不均等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	送風量の不足、故障等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
	③駆動装置の稼働状況	異常なし	一部不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	故障、破損等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	駆動装置とは、集泥機、スクリーンの自動掻き上げ機、回転板駆動装置、回転散水機、破砕機等を含む。	B
2 ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況	①ばっ気装置の稼働状況	異常なし	空気供給量の調整不良、ばっ気槽、接触ばっ気槽等の攪拌水流の不均等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	空気供給量の調整不能、散気装置の閉塞または破損等が認められるなど、処理機能に影響を与えることが明らかである。	ばっ気装置には、関連する空気配管、オリフィス等を含む。	B
	②攪拌装置の稼働状況	異常なし	攪拌装置の能力低下、攪拌不良等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	攪拌装置の能力不足、故障等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	攪拌装置には攪拌ポンプ等を含む。	B

検査におけるチェック基準	備 考
<p>●送風機の稼働状況</p> <p>1) 送風機の容量が小さい場合</p> <p>2) 送風機停止時、外観検査表の2-1-②送風機の稼働状況を不可にチェック、2-6-①生物膜の状況を不可にチェック、それ以外の稼働状況には印をつけない。</p>	<p>●送風機の稼働状況</p> <p>1) 送風機の故障による停止は重要度Bであるが、通常使用の場合水質に影響が出ることが明かであるため【不適正】の判定とする。 ただし、通常使用でない別荘等の場合は、送風機停止のため不可とし、水質が良ければ【おおむね適正】として指摘する。</p> <p>●3次処理のある単独処理浄化槽</p> <p>1) 2次送風機が故障、3次送風機が正常な場合、単独処理浄化槽は、2次処理槽までが浄化槽としての取り扱いとなるため、2次送風機が故障していれば、送風機の稼働状況は不可となる。</p> <p>2) 2次送風機が正常、3次送風機が故障の場合、3次送風機は、浄化槽施設ではないため指摘することは出来ない。BODが良であり、他に指摘がなければ【適正】の判定となる。</p>
<p>●回転板駆動装置の運転状況</p> <p>1) 回転軸の水平、円周速度の異常が認められる場合</p> <p>2) 駆動装置が破損、故障をしている場合</p> <p>3) 回転板の破損、変形が認められる場合</p> <p>4) スクリーンが閉塞しやすい場合又は閉塞が認められる場合</p> <p>5) スクリーンの駆動装置及びベルト、チェーン等が破損、錆、故障により稼働していない場合</p> <p>6) 駆動式のスカムスキマ（汚泥掻寄機）はこの項目で判断する。</p>	<p>●回転板駆動装置の運転状況</p> <p>[注] 1) 2) モーター・減速機・軸受・流量計等の状況もみる。</p>
<p>●ばっ機装置の稼働状況</p> <p>1) ばっ気装置が、正常に作動せず機能に支障がある場合</p> <p>2) 逆洗時に、均一な気泡の発生が認められず洗浄に支障がある場合</p> <p>3) 均等攪拌、均等な旋回流が望めず、片流等が認められる場合</p> <p>4) 施工不良、散気管の閉塞、送気管の破損、接合部の空気漏れ等により送気管の送気不良が認められる場合</p> <p>5) ばっ気装置のばっ気強度の調整ができない場合</p> <p>6) ばっ気装置の異常な振動・騒音及び発熱が生じている場合</p> <p>7) 回流が不均一、流速が著しく速いまたは遅い場合</p>	<p>●ばっ機装置の稼働状況</p> <p>1) ばっ気不良により、臭気、生物膜、活性汚泥、破砕攪拌等の状況が悪い場合</p> <p>7) 各部位におけるDO値を参考に測定し、デッドスペースや低部堆積汚泥を確認する。 [注] ばっ気装置とは、送風機・インペラー等をいう。</p>
<p>●攪拌装置の稼働状況</p> <p>1) 流量調整槽に攪拌装置がない場合</p>	<p>●攪拌装置の稼働状況</p> <p>1) 沈砂池・流量調整槽・貯留槽も含める。</p>

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
3 汚泥返送装置、汚泥移送装置、循環装置、逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	①汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	異常なし	汚泥返送装置または汚泥移送装置の調整不良、設定不良が認められるが軽微であり、処理機能に与えるおそれが小さい。	汚泥返送装置または汚泥移送装置、返送用または移送用送風機等の故障、調整不良、設定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	汚泥返送管または汚泥移送管内の汚泥堆積による閉塞状況のチェックを含む。 排砂装置、分水計量装置、移送用ポンプについては、この項目に準じてチェックする。	B
	②循環装置の稼働状況	異常なし	循環装置の調整不良、設定不良が認められるが軽微であり、処理機能に与えるおそれが小さい。	循環装置の故障、調整不良、設定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	循環装置とは、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年建設省告示第1292号）において循環装置として規定されているものをさす。例えば、汚泥移送装置を常時稼働させている場合は①の部分でチェックする。 分水計量装置、循環用ポンプについては、この項目に準じてチェックする。	B
	③逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	異常なし	逆洗装置または洗浄装置の調整不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	逆洗装置または洗浄装置の故障、調整不能が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
4 膜モジュールの稼働状況	①膜モジュールの稼働状況	異常なし	膜の透過水量の低下、差圧・水位の上昇等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	膜の透過水量の著しい低下、差圧・水位の著しい上昇、透過水の懸濁等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	主として透過水量、水質からチェックする。	B
5 制御装置及び調整装置の稼働状況	①制御装置の稼働状況	異常なし	タイマー、スイッチ等の設定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	タイマー、スイッチ等の設定不良、故障が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	制御装置については、シーケンス、タイマー、水位センサー、警報フロート等の設定状況をチェックする。	B

検査におけるチェック基準	備 考
<p>●汚泥返送装置、移送装置及び循環装置の稼働状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 汚泥の返送・移送・循環が行えない場合 2) 汚泥の返送量・移送量の計量調整が行えない場合 3) 汚泥返送、移送・循環等が管の閉塞によりできない場合 4) 汚泥返送装置の故障により返送・移送・循環ができない場合 5) バルブの錆付き等で装置が稼働できない状況が認められる場合 6) 汚泥返送・移送及び循環装置の故障が認められる場合 7) 返送管、移送管の閉塞により汚泥の移送ができない場合 	<p>●汚泥返送装置、移送装置及び循環装置の稼働状況</p> <p>6) タイマー（電磁弁使用）制御の場合で、手動が可能な場合は不可としない。 [注] 循環装置とは、構造基準において規定されているものをさす。</p>
<p>●制御装置の稼働状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) レベルスイッチ等の故障等。なお、レベルスイッチの設定は「原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況」の項目で判断する。 2) タイマーの故障等の場合 スカムスキマ用タイマーはこの項目で判断する。 	<p>●制御装置の稼働状況</p> <p>制御装置は電力を制御して動力設備（モータ・ポンプ・送風機等の付属機器類）を操作するための設備をさす。</p>

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
5 制御装置及び調整装置の稼働状況	②調整装置の稼働状況	異常なし	流量調整槽の分水計量装置の調整不良、電磁弁や電動弁の作動不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	分水計量装置のせき高の調整不能、電磁弁や電動弁の故障が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	調整装置とは、流量調整槽等の分水計量装置、電磁弁、電動弁、集水装置等をさす。	B
6 生物膜または活性汚泥の状況	①生物膜の状況	異常なし	生物膜の肥厚化、はく離等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれは小さい。	生物膜の未生成、著しい肥厚化、はく離等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	生物膜の付着状況や、はく離状況等をチェックする。サカマキ貝の発生についてこの欄で指摘する。	B
	②活性汚泥の状況	異常なし	活性汚泥の沈降性や分離性の不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれは小さい。膜分離槽においては、適正な範囲を超えているが、処理機能に影響を与えるおそれは小さい。	活性汚泥の未生成、活性汚泥量の著しい増加等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。膜分離槽においては、適正な範囲を超え、処理機能に影響を与えることが明らかである。	活性汚泥の性状や沈降性等をチェックする。膜分離槽の活性汚泥については、適正な汚泥濃縮範囲をチェックする。なお、適正な範囲とは、MLSS3,000～15,000 mg /Lを目安とする。	B
7 設備の稼働に係るその他の状況	①その他の装置の稼働状況	異常なし	換気装置、照明装置、3次処理装置等の不良が認められるが軽微であり、処理機能または維持管理作業性に影響を与えるおそれは小さい。	換気装置、照明設備、3次処理装置等に著しい不良が認められ、処理機能または維持管理作業性に影響を与えることが明らかである。	3次処理装置とは、浄化槽設置届等が提出されているものをさす。消泡装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、計測装置、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機等を含む。	B

検査におけるチェック基準	備 考
<p>●流量調整槽の機能状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 計量装置等の機能が正常ではない場合 2) デッドスペースが生じ、多量のスカムの堆積が認められる場合 3) 流量の計量等が適切に調整されていない場合 4) 電磁弁の故障の場合 5) スカムスキマ用電磁弁はこの項目で判断する。 	<p>●流量調整槽の機能状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 機能が正常でない場合とは、次の槽に汚水を安定して移送できない場合をいう。
<p>●接触材における生物膜の付着状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 生物膜肥厚過剰等により逆洗が正常にできない場合 2) 生物膜肥厚過剰によるろ材の閉塞が認められる場合 3) 多量の剥離汚泥の発生が認められる場合 4) 生物膜の肥厚・ろ材の閉塞がありながら、逆洗操作が行われていない場合 5) 多量の剥離汚泥があり、汚泥の移送が行われていない場合 6) 剥離汚泥の活性汚泥化が認められる場合 7) 逆洗、汚泥移送等の調整不足により、多量の剥離汚泥の発生が認められる場合 8) 浮遊物により透視度が悪い場合 9) 送風機停止時、外観検査表の2-1-②送風機の稼働状況を不可にチェック、2-6-①生物膜の状況を不可にチェック、それ以外の稼働状況には印をつけない。 <p>●回転版における生物膜の付着状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 板の相互の間隔が20mm以下で、汚水に概ね40%浸っていない場合 2) 回転軸の水平保持がない、または円周速度20m/分以上が認められる場合 3) 生物膜の肥厚により板相互に閉塞が認められる場合 4) 流入部と流出部で、生物肥厚に差が認められず、かつ肥厚している場合 5) 生物膜の肥厚により、短絡、一部嫌気性化を生じている場合 	<p>●接触材における生物膜の付着状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ~ 3) 生物膜を剥離する機能がない場合や移送できない構造の場合（認定シート参照）など、原因次第で不可とする。 5) 自然返送（移送）タイプの場合、効果はほとんど期待できないので自吸式ポンプの使用が望まれる。 7) 8) 高上のために操作ができない、逆洗装置の故障等の場合は不可とする。
<p>●ばっ気槽（室）内における活性汚泥の状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 活性汚泥の解体、膨化が認められる場合 2) デッドスペースが生じ、スカムの発生が認められる場合 3) 活性汚泥の発生が認められない場合 	<p>●ばっ気槽（室）内における活性汚泥の状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 解体、膨化が認められ放流水質が悪い場合は不可とする。
<p>●その他の二次処理装置の稼働状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 流入部へ多めに水道水などを流入させ、放流水に臭気がある場合 2) 警報装置等の故障の場合 3) スカムスキマの稼働状況はこの項目で判断する。 	<p>●3次処理のある単独浄化槽</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 3次処理装置が不良の場合、3次処理は、浄化槽施設ではないため指摘することは出来ない。BODが良であり、他に指摘がなければ【適正】の判定となる。 <p>●変則合併処理浄化槽（平成元年以降に設置されたものに限る）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 3次処理装置が不良の場合は、影響する項目で指摘する。

3. 水の流れ方の状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
1 管渠、 升及び単 位装置間 の水流の 状況	① 流入管渠 (路) の水 流の状況	異常なし	汚水の停滞、汚物 の堆積が認められ るが軽微である。	管渠の勾配不良、破 損、著しい油脂や汚 泥の堆積等が認めら れる。	流入管渠には、油 脂分離槽を含む。	B
	② 放流管渠 (路) の水 流の状況	異常なし	処理水の停滞が認 められるが、軽微 である。	管渠の勾配不良や破 損、蒸発散装置、浸 透装置の不良が認め られる。	放流管渠には、蒸 発散装置や浸透装 置を含む。	B
	③各単位装置 間の水流の 状況	異常なし	短絡流の形成が認 められるが軽微で あり、処理機能に 影響を与えるおそ れが小さい。	移流管の閉塞または 破損、隔壁の破損ま たは変形が認めら れ、処理機能に影響 を与えることが明ら かである。		B
2 越流せ きにおけ る越流状 況	①越流せき における越流 状況	異常なし	不均等な越流が認 められるが軽微で あり、処理機能に 影響を与えるおそ れが小さい。	著しい不均等な越流 が認められ、処理機 能に影響を与えるこ とが明らかである。	集水といにおける 水の流れ方を含む。	B
3 各単位 装置内の 水位及び 水流の状 況	①原水ポン プ槽及び放流 ポンプ槽の水 位の状況	異常なし	レベルスイッチの 設定不良または異 物の付着による誤 作動が認められる が軽微であり、処 理機能に影響を与 えるおそれが小さ い。	レベルスイッチの設 定不良または異物の 付着による誤作動等 により、揚水量の不 足が生じ、水位の著 しい上昇が認めら れ、処理機能に影響 を与えることが明ら かである。		B
	②流量調整槽 の水位及び 水流の状況	異常なし	レベルスイッチの 設定不良または異 物の付着による誤 作動、攪拌不良が 認められるが軽微 であり、処理機能 に影響を与えるお それが小さい。	レベルスイッチの設 定不良または異物の 付着による誤作動等 による水位の著しい 上昇、攪拌装置の不 良、ポンプの2台同 時運転が認められ、 処理機能に影響を与 えることが明らかで ある。	中間流量調整槽に ついては、この項 目に準じてチェッ クする。	B

検査におけるチェック基準	備考
<p>●流入、放流管渠、インバート升及び各単位装置の水の流れ方の状況</p> <p>1) 管渠が破損している場合 2) 冠水をしている場合</p> <p>3) 升の変形、破損、沈下が認められる場合</p> <p>4) 管渠が勾配不良のため水が流れない場合 5) 放流口と放流先との落差がない場合 (逆流防止策を講じてある場合は考慮する。)</p> <p>6) 起点・屈曲点・合流点及び一定間隔毎に適正な升が設置されていない場合</p> <p>7) 管渠の勾配不良により、汚物の堆積が認められる場合</p>	<p>●流入、放流管渠、インバート升及び各単位装置の水の流れ方の状況</p> <p>1) 接合部分のコーキング及び目地コンクリートがされていない場合を含む。 漏水の場合は、外観検査表の1-2-①漏水の状況にチェックをし、不可とする。</p> <p>3) 蓋のみの様な軽微の場合は不可としない。トレンチの分配升も含める。</p> <p>4) 勾配の基準は概ね(1/管径)又は管径75mm以下の場合は概ね(1/50)逆流防止策を講じてある場合は考慮する。</p> <p>6) 設計図書を参考とし、閉塞時等に対応できない管渠工事の場合は不可とする。なお、管渠工事と本体工事が別業者の場合は、判定結果は管渠工事業者へ通知する。</p> <p>7) 管渠に詰まりが生じたことがある場合及び生じる恐れが高い場合は不可とする。</p> <p>8) 地下浸透放流点検口が落ち葉や土で埋まって見つけられない場合は、放流口の水位で状況を確認して判定することとする。 放流先が不明ですので、明らかにしてくださいと指摘する。</p>
<p>●越流せきにおける均等な越流状況</p> <p>1) 堰の破損及び変形が生じ越流が不可能な場合 2) 堰の水平不良、不均等な越流が調整できない場合</p>	<p>●越流せきにおける均等な越流状況</p> <p>2) 特に現場打ち等で、調整不可能な施工、構造の場合</p>
<p>●原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況</p> <p>1) レベルスイッチ、水位センサー等が適切に調整されていない場合</p>	
<p>●流量調整槽の水位及び水流の状況</p> <p>1) レベルスイッチ、水位センサー等が適切に調整されていない場合</p>	

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
3 各単位装置内の水位及び水流の状況	③嫌気ろ床槽の水位の状況	異常なし	ろ材や移流管の閉塞により、水位の上昇が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	ろ材や移流管の閉塞により、槽内水のオーバーフローが認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	ろ材が充填され、固液分離機能を有する単位装置については、この項目に準じてチェックする。	B
	④ばっ気槽の水位及び水流の状況	異常なし	攪拌水流に片寄りが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	ばっ気装置の不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	脱窒槽、硝化槽、回分槽、間欠ばっ気槽、OD槽、膜分離槽については、この項目に準じてチェックする。	B
	⑤接触ばっ気槽の水位及び水流の状況	異常なし	接触材や移流管の閉塞により、水位の上昇あるいは攪拌水流に片寄りが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水位の上昇や攪拌不良等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	脱窒用接触槽、硝化用接触槽及び再ばっ気槽については、この項目に準じてチェックする。	B
	⑥生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	異常なし	水位の上昇あるいは攪拌水流に片寄りが認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水位の上昇や攪拌不良等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
	⑦平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況	異常なし	平面酸化床の水平の狂い、散水ろ床の閉塞が一部認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	散水ろ床の冠水または平面酸化床や散水ろ床の破損が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B

検査におけるチェック基準	備 考
	<p>●単位装置（③～⑥、⑧、⑨）内の水位の状況</p> <p>1) 清掃後に既定の水位まで水張りをしていない場合、嫌気ろ床槽、ばっ気槽、接触ばっ気槽、生物ろ過槽、担体流動槽及び沈殿槽の該当する単位装置について不可とする。漏水と区別できない場合もあるので、所見には「〇〇槽において水位低下が認められます。原因を調査してください。」と記載する。採水できる場合は、水質を勘案して総合判定する。</p> <p>2) 水張り不足で消毒槽の水が取れない場合は、水質検査を行わず、水質の欄に採水不可と記載し、所見には「所定の水位まで水張りしてください。」と記載する。不適正判定とし、県に指導を依頼する。</p>
<p>●接触ばっ気槽（室）内液の状態</p> <p>1) 多量の泡の発生が認められる場合</p>	
<p>●ろ床への均等な散水状況</p> <p>1) 散水樋の破損、勾配不良が認められる場合</p> <p>2) 散水樋の均等散水（全体の概ね80%以上）が認められない場合</p> <p>3) 散水樋とろ床の間隔が、概ね100mm以上の落差が認められない場合</p> <p>4) ろ材に径が5～7.5cm程の碎石または同等のものをを用いていない場合</p> <p>5) 送気及び排気のための通気設備（口）がない場合</p> <p>6) 樋の破損または水平の狂いによる散水不良の場合</p> <p>●平面酸化床における流水部の均等流水</p> <p>1) 酸化床及び整流壁の破損または勾配不良により均等流水が認められていない場合</p> <p>2) 酸化床に汚泥スカムの堆積が認められる場合</p>	<p>●ろ床への均等な散水状況</p> <p>[注] 固定ノズルや散水機を用いる場合は、別の構造基準を適用する。[構造基準：2三（四）]</p>

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
3 各単位装置内の水位及び水流の状況	⑧沈殿槽の水位及び水流の状況	異常なし	沈殿槽の水位及び水流の異常が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	沈殿槽の水位及び水流の異常が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	凝集沈殿槽、処理水槽については、この項目に準じてチェックする。	B
	⑨その他の単位装置の水位及び水流の状況	異常なし	水位及び水流の異常が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	水位及び水流の異常が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	ろ材を充填しないで固液分離機能を有する単体装置、凝集槽については、この項目に準じてチェックする。	B
4 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	①原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	異常なし	汚泥の堆積またはスカムの生成が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
	②流量調整槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	異常なし	攪拌水流の不良に伴う汚泥の堆積またはスカムの生成が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	中間流量調整槽については、この項目に準じてチェックする。	B
	③腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気床槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	異常なし	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められるが、流出するおそれが小さい。	汚泥またはスカムの著しい流出が認められる。	固液分離機能を有する一次処理装置については、この項目に準じてチェックする。	B
	④ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	異常なし	攪拌水流の不良に伴う汚泥の堆積が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	脱窒槽、硝化槽、脱窒用接触槽、硝化用接触槽、再ばっ気槽、凝集槽、回分槽、間欠ばっ気槽、OD槽、回転板接触槽、膜分離槽については、この項目に準じてチェックする。	B

検査におけるチェック基準	備 考
<p>●腐敗槽（室）の水位の状況</p> <p>1) 水位の異常な上昇、下降等が認められる場合</p>	
<p>●汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況</p> <p>1) 法令で定める回数以上の清掃をスカムの発生状況で判断する場合は、「保守点検の技術上の基準」を参考にすることとする。</p>	
<p>●沈殿分離槽（室）、腐敗室、嫌気ろ床槽における汚泥、スカムの堆積状況</p> <p>1) 汚泥、スカムが酸化槽（室）まで多量に流出している場合</p> <p>2) スカムの堆積が多量で、次槽までオーバーフローしている場合</p> <p>●多室型における第二室以降のスカムの蓄積状況</p> <p>1) 多量のスカムの発生があり適切な中間水が望められない場合</p> <p>2) スカムの破碎、沈降を行っていない場合</p> <p>3) 第二室以降が第一室よりスカム及び汚泥量が多い場合</p> <p>●二階タンク、変形二階タンクまたは変形多室型における沈殿室のスカムの蓄積状況</p> <p>1) スカムの多量の蓄積があり、破碎、沈降、除去がなされていない場合</p> <p>2) 清掃の時期が失われている場合</p>	<p>●沈殿分離槽（室）、腐敗室、嫌気ろ床槽における汚泥、スカムの堆積状況</p> <p>[注] 清掃の時期が適正に判断されているかについても判定する。</p> <p>●多室型における第二室以降のスカムの蓄積状況</p> <p>[注] 1) 清掃時期の判断が適切かを確認</p> <p>3) 使用の状況やバツフルの破損がないか確認</p>
<p>●接触ばつ気槽（室）底部の汚泥堆積状況</p> <p>1) 汚泥移送の調整不良が認められる場合</p> <p>●回転板接触槽低部の汚泥堆積状況</p> <p>1) 堆積汚泥の移送頻度の不足と認められる場合</p> <p>2) 嫌気性汚泥の多量の堆積及び臭気の発生が認められる場合</p>	<p>●回転板接触槽低部の汚泥堆積状況</p> <p>[注] 1) 2) 汚泥界面計・DO計・採泥管等の使用により確認する。</p>

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
4 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	⑤生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	異常なし	攪拌水流の不良に伴う汚泥の堆積が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
	⑥沈殿槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	異常なし	汚泥の著しい堆積またはスカムの生成が認められるが、流出するおそれが小さい。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	凝集沈殿槽、処理水槽については、この項目に準じてチェックする。	B
	⑦消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	異常なし	汚泥の堆積またはスカムの生成が認められるが、軽微である。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。		A
	⑧消泡ポンプ槽及び水中ブロー槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	異常なし	汚泥の堆積またはスカムの生成が認められるが、軽微である。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	砂ろ過原水槽、砂ろ過処理水槽、活性炭吸着原水槽、活性炭吸着処理水槽については、この項目に準じてチェックする。	B
	⑨放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	異常なし	汚泥の堆積またはスカムの生成が認められるが、軽微である。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。		A
	⑩汚泥処理設備の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	異常なし	脱離液に汚泥またはスカムの流出が認められるが、軽微である。	脱離液に汚泥またはスカムの著しい流出が認められる。汚泥貯留槽においては、所定のレベル以上の汚泥の貯留が認められる。		B
5 水の流れ方に係るその他の状況	①汚泥の流出状況	異常なし	放流先へ汚泥の流出が認められるが、軽微である。	放流先へ汚泥の著しい流出が認められる。	原則として、放流管渠の途中の最初の点検弁でチェックする。	A

検査におけるチェック基準	備 考
<p>●沈殿槽（室）におけるスカムの発生状況等</p> <p>1) 多量のスカムの発生が越流せきにも認められ、一部に流出が認められる場合</p> <p>2) 適量の汚泥返送及び移送が行われず、スカムの多量の発生が認められる場合</p> <p>3) スカムスキマの設定レベル及び作動状況が悪い場合</p>	<p>●沈殿槽（室）におけるスカムの発生状況等</p> <p>1) スカムまたは汚泥が越流せきにあり、越流せきの閉塞や不均一及び流出量が著しい場合は不可となる。</p>
<p>●汚泥濃縮貯留、汚泥濃縮、汚泥貯留槽の汚泥、スカムの堆積状況</p> <p>1) 汚泥、スカムが多量のため中間水の分離が不十分で、汚泥等の流出が認められる場合</p> <p>2) 上澄み及び中間水の引き抜き作業の不足により、濃縮されていない場合</p>	<p>●汚泥濃縮貯留、汚泥濃縮、汚泥貯留槽の汚泥、スカムの堆積状況</p> <p>1) 接触ばっ気方式の場合は流量調整槽等に支障が生じるので不可とする。</p>

4. 使用の状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
1 特殊な排水等の流入	①油脂類の流入状況	異常なし	油脂類の流入が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	油脂類の著しい流入が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
	②処理対象以外の排水の流入状況	異常なし	特殊な排水の流入が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	特殊な排水の著しい流入が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	配管上は問題ない、あるいは配管の接続状況が不明の場合において、特殊な排水の流入状況についてチェックする。	B
2 異物の流入状況	①異物の流入状況	異常なし	異物の流入が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	異物の著しい流入が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。		B
3 使用に係るその他の状況	①流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況	異常なし	流入汚水量、洗浄用水等の過多または過少が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	流入汚水量、洗浄用水量等の著しい過多または過少が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	A：流入汚水量の過多の場合 B：その他の場合	A、 B

5. 悪臭の発生状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
1 悪臭の発生状況	①悪臭の発生状況	異常なし	悪臭の発生が認められるが、軽微である。	悪臭の著しい発生が認められる。		C
	②悪臭防止措置の実施状況	異常なし	悪臭防止措置が実施されているが、一部不備が認められる。	マンホール及び弁の蓋の密閉不良、トラップの不備、臭突の破損等悪臭防止措置が著しく不十分である。	流入管渠途中の点検弁内のトラップの設置状況、蓋の密閉状況等チェックする。	C

6. 消毒の実施状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
1 消毒の実施状況	①消毒剤の有無	消毒剤が充填されている。	—	消毒剤が充填されていない。		A
	②処理水と消毒剤の接触状況	異常なし	—	処理水と消毒剤との接触不良が認められる。		A

検査におけるチェック基準	備 考

検査におけるチェック基準	備 考
<p>●悪臭の周囲への発散 1) マンホール蓋及び臭筒の破損が認められる場合 2) 臭筒の位置、高さが不適切な場合 (隣接の家や施設・臭筒の先端の高さと窓・横引きの長さ等を考慮する。)</p>	<p>●悪臭の周囲への発散 1) マンホールの破損は、設置状況の「浄化槽の上部の状況」の項目でもチェックする。 2) 隣接の家や施設・臭筒の先端の高さと窓・横引きの長さ等を考慮する。</p>

検査におけるチェック基準	備 考
<p>●消毒の実施状況 1) 消毒装置が設置されていない場合 2) 消毒装置が、破損、故障をしている場合 3) 消毒薬がないまたは補充量の不足の場合 4) 消毒過多または接触不良等で消毒の効果が認められない場合</p>	<p>●消毒の実施状況 [注] 1) 2) 項目は、薬注ポンプも含まれる。 [注] 薬筒内での膨化による詰まりは、薬を交換する。</p>

7. か、はえ等の発生状況

小項目	チェック項目	良	可	不可	備考	重要度
1 か、はえ等の発生状況	①か、はえ等の発生状況	異常なし	か、はえ等の衛生害虫の発生が認められるが、軽微である。	か、はえ等の衛生害虫の著しい発生が認められる。		C

注) 1. 重要度の欄の記号について

- A：本文4(2)に掲げられているもので、原則として、その項目が「不可」であることをもって、【不適正】とすることが適当であるもの
- B：A及びC以外の項目で、その項目が「不可」であることをもって直ちに【不適正】と判定するのではなく、水質検査または書類検査のチェック項目が不可であるかどうかを考慮して判定することが適当であるもの
- C：本文4(2)に掲げられているもので、その項目が「可」であっても、総合判定において適正と判定しても支障ないもの。また、その項目が「不可」であっても、総合判定においておおむね適当と判定して支障ないもの

別紙2 水質検査に係るチェック項目及びその判断方法

チェック項目	単独・合併	浄化槽のBOD処理性能	良	可	不可
1 pH	単独処理	—	5.8～8.6	良及び不可以外	3未満または10超
	合併処理				
2 汚泥沈殿率	単独処理	—	10%以上 60%以下	検出されるが、10%未満	検出されないまたは60%超
	合併処理		10%以上	検出されるが、10%未満	検出されない
3 溶存酸素	単独処理	—	0.3mg/L以上	検出されるが、0.3mg/L未満	検出されない
	合併処理		1.0mg/L以上	検出されるが、1.0mg/L未満	検出されない
4 塩化物イオン濃度	単独処理		90mg/L以上 140mg/L以下	30mg/L以上90mg/L未満 または 140mg/L超270mg/L未満	30mg/L未満 または 270mg/L超
5 残留塩素濃度	単独処理	—	検出される	—	検出されない
	合併処理				
6 透視度	単独処理	—	7度以上	4度以上7度未満	4度未満
	合併処理		60mg/L以下 30mg/L以下 20mg/L以下	10度以上 15度以上 20度以上	5度以上10度未満 12度以上15度未満 15度以上20度未満
7 BOD	単独処理	—	90mg/L以下	90mg/L超120mg/L以下	120mg/L超
	合併処理		60mg/L以下 30mg/L以下 20mg/L以下	60mg/L以下 30mg/L以下 20mg/L以下	60mg/L超80mg/L以下 30mg/L超40mg/L以下 20mg/L超30mg/L以下
8 硝酸性・亜硝酸性窒素	単独処理 合併処理	—	検出される	—	検出されない

検査におけるチェック基準	備考
<p>●か、はえ等の発生状況</p> <p>1) 防虫網がなく、マンホール蓋の密閉が不十分の場合</p> <p>2) 異常に発生が認められる場合</p>	<p>●か、はえ等の発生状況</p> <p>[注] 蛆殺しなどの微生物に悪影響のある薬剤使用は、設置者に注意する。</p>

2. 「タンク」、「室」、「槽」については、代表して「槽」と表記してあるので、必要に応じて読み替えを行うこと
3. 平成7年12月27日付けまたは平成12年5月31日付けの改正により、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年建設省告示第1292号）に新たに位置付けられた単位装置については、備考欄に示す項目に準じてチェックすること

検査におけるチェック基準	備考
<p>●水質検査</p> <p>1) 3次処理のある単独処理浄化槽の採水は、3次処理槽とする。</p> <p>2) 変則合併処理浄化槽（平成元年以降に設置されたものに限る）は、合併処理浄化槽として取り扱うため、採水は、3次処理槽とする。</p> <p>ただし、平成元年より前に設置された浄化槽で、3次処理があり生活雑排水と一緒に処理されているものは、変則合併処理浄化槽とは認められないため、採水は、2次処理槽とする。</p> <p>●透視度</p> <p>1) BOD検査が行われれば、BOD検査の数値が判断の基準となる。</p>	<p>●水質検査</p> <p>水張り不足で消毒槽の水が取れない場合は、水質検査を行わず、所見には「消毒槽に水がないため、残留塩素の測定ができませんでした。」と記載する。不適正判定とし、県に指導を依頼する。</p> <p>[注]</p> <p>目的：外観検査を補完するためで、測定値のみで機能評価はできない。</p> <p>●BOD</p> <p>1) 浄化槽の種別に関わらず、その数値が120mg/Lを超える場合は、管理者に特段の事情がない限り、不適正と判定する。</p>

別紙3 書類検査に係るチェック項目及びその判断方法

1. 保守点検記録

チェック項目	良	可	不可	備考
①記録の有無	記録が保存されている。	記録が保存されていない。ただし、保守点検が行われていることが確認できる。	記録が保存されていない。かつ、保守点検が行われていることが確認できない。	
②記録の内容	保守点検の技術上の基準に準拠している。	記録内容に一部不備がある。	著しい誤記入、未記入、虚偽の記載等記載内容に著しい不備がある。	
③保守点検の回数	通常の使用状態において法令で定められた回数以上である。 または、通常の使用状態以外の場合において、必要な回数が行われている。	—	通常の使用状態において法令で定められた回数より少ない。 または、通常の使用状態以外の場合において、必要な回数が行われていない。	

注) 7条検査では、使用開始直前の保守点検記録の確認を含む。

2. 清掃記録

チェック項目	良	可	不可	備考
①記録の有無	記録が保存されている。	記録が保存されていない。ただし、清掃が行われていることが確認できる。	記録が保存されていない。かつ、清掃が行われていることが確認できない。	
②記録の内容	清掃の技術上の基準に準拠している。	記録内容に一部不備がある。	著しい誤記入、未記入、虚偽の記載等記載内容に著しい不備がある。	
③清掃の回数	法令で定められた回数以上である。	—	法令で定められた回数より少ない。	汚泥濃縮貯留槽または汚泥貯留槽においては、必要な回数が行われていない場合は不可とする。

注) 7条検査における清掃記録の確認については、必ずしも該当しない施設がある。

検査におけるチェック基準	備 考
<p>●記録の内容</p> <p>1) 保守点検記録には、pH、DO、透視度、残留塩素、汚泥厚の項目を最低限記入すべきであるため、未記入の場合は指摘する。</p> <p>2) 特に汚泥厚は、法令で定め迂回数以上の清掃の判断に必要となるため、必ず記入するよう指摘する。</p> <p>●保守点検の回数</p> <p>1) 通常の使用状態で法令で定められた回数以上、または、通常の使用状態以外の場合においても必要な回数が行われているか。</p>	<p>●記録の有無</p> <p>1) BOD検査の結果により、勘案できるようになるので、書類が確認できない場合でも、状況により保守点検が行われていると判断できる場合は可とする。</p> <p>●保守点検の回数</p> <p>1) 季節営業及び期間限定で使用する別荘等は、使用前に保守点検し、使用終了後に保守点検と清掃を実施し、かつ使用期間内に法令で定める回数を行っている場合は、良とする。</p> <p>2) 積雪等気象条件や災害等により法令で定められた期間を超える場合であっても、年間の必要な回数が行われていれば、良とする。</p>

検査におけるチェック基準	備 考
<p>●記録の内容</p> <p>1) 清掃記録には、単位装置毎の数量、異常個所の記述が必要とされているので、未記入の場合は指摘する。</p> <p>●清掃の回数</p> <p>1) 通常の使用状態で法令で定められた回数以上、または、通常の使用状態以外の場合においても必要な回数が行われているか。</p> <p>2) 処理機能の回復が確実な状態まで清掃されていること</p>	<p>判定に際しては、水質検査結果、地域の状況を勘案する。</p> <p>●清掃の回数</p> <p>1) 12か月以内であれば良、13か月目に確実に実施予定となっている場合も良とする。</p> <p>2) 積雪等気象条件や災害等により法令で定められた期間を超える場合であっても、年間の必要な回数が行われていれば、良とする。</p>

(参 考)

○保守点検回数（浄化槽法施行規則第6条）通常の使用状態において、表に掲げる期間ごとに1回以上とする。

（合併処理浄化槽）

	浄化槽の種類	期間
分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3月
活性汚泥方式		1週
回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置または凝集槽を有する浄化槽	1週
	2 スクリーン及び流用調整タンクまたは流量調整槽を有する浄化槽（1に掲げるものを除く。）	2週
	3 1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3月

（みなし浄化槽：単独処理浄化槽）

処理方式	浄化槽の種類	期間
全ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	3月
	2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	2月
	3 処理対象人員が301人以上の浄化槽	1月
分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	3月
	3 処理対象人員が301人以上の浄化槽	2月
散水ろ床方式 平面酸化方式 地下砂ろ過方式		6月

○清掃の回数

毎年1回（浄化槽法第10条）

全ばっ気方式の浄化槽にあっては、おおむね6月ごとに1回以上（施行規則第6条）

膜分離型小型合併処理浄化槽に対し、6月に1回（維持管理ガイドライン）

○通常の使用状態

通常の使用状態とは、以下の状態と考えられる。

- ① 処理対象人員に見合った人数によって使用されていること。
 - ② 単独処理浄化槽にあっては、流入汚水量が40～60 L / 人・日で使用されていること。
 - ③ 合併処理浄化槽にあっては、流入汚水量が設計流入汚水量に見合った量で使用されていること。
 - ④ 浄化槽の水温が10～25℃に保たれた状態で使用されていること。
 - ⑤ 浄化槽内の処理機能が正常な状態で使用されていること。
- また、使用の準則が遵守されていること。

（「浄化槽検査員講習会テキスト」(財)日本環境整備教育センターより抜粋）

別紙4 水質検査により不適正となる場合の外観検査上の主な原因

－外観検査項目と水質検査項目との関連が高い項目－

1. 設置状況

小項目	チェック項目	残留塩素濃度	透視度	BOD	備考
1 槽の水平、浮上または沈下、破損または変形等の状況	①水平の状況	消毒薬との接触不良	沈殿室（槽）における沈殿分離機能の沈下	生物処理機能の低下、沈殿室（槽）における沈殿分離機能の低下	
	②浮上または沈下の状況	同上	同上	同上	
	③破損または変形の状況	同上	同上	同上	槽本体の変形の場合
2 漏水の状況	①漏水の状況				
	②溢流の状況				
3 浄化槽の上部の状況	①上部スラブの打設の有無				
	②嵩上げの状況				
	③浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況				
4 雨水、土砂等の槽内への流入状況	①雨水の流入状況	雨水の流入に伴う消毒剤の消費	生物処理機能の低下 汚泥、スカムの流出	同左	
	②土砂の流入状況				
	③その他の特殊な排水の流入状況		生物処理機能の低下	同左	
5 内部設備の固定状況	①スクリーン設備の固定状況				
	②ポンプ設備の固定状況		オーバーフローまたは生物処理機能の低下	同左	
	③接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況		短絡流の形成に伴う生物処理機能の低下または汚泥の流出	同左	
	④ばっ気装置の固定状況		生物処理機能の低下	同左	
	⑤攪拌装置の固定状況		同上	同上	生物処理槽以後の装置の場合
	⑥汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況		返送または移送不良による生物処理機能の低下	同左	
	⑦循環装置の固定状況				

小項目	チェック項目	残留塩素濃度	透視度	BOD	備考
5 内部設備の固定状況	⑧逆洗装置及び洗浄装置の固定状況		逆洗または洗浄不良による生物処理機能の低下、汚泥の流出	同左	
	⑨膜モジュールの固定状況		膜の破損または膜モジュールの接合部の破損による汚泥の流出	同左	
	⑩消毒設備の固定状況	消毒薬との接触不良			
	⑪越流せきの固定状況	汚泥、スカムの流出による消毒剤の消費	汚泥、スカムの流出	同左	
	⑫隔壁、仕切板及び移流管（口）の固定状況	短絡流の形成に伴う消毒剤との接触不良	短絡流の形成に伴う生物処理機能の低下	同左	生物処理槽以後の装置の場合
	⑬その他の内部設備の固定状況				
6 設置に係るその他の状況	①設置場所の状況				
	②流入管渠及び放流管渠の設置状況	放流水の逆流による消毒剤の消費	消毒剤の逆流に伴う生物処理機能の低下	同左	放流管渠の場合
	③送風機の設置状況		生物処理機能の低下	同左	
	④増改築等の状況		過負荷による生物処理機能の低下	同左	

2. 設備の稼働状況

小項目	チェック項目	残留塩素濃度	透視度	BOD	備考
1 ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	①ポンプの稼働状況		生物処理機能の低下、汚泥、スカムの流出	同左	
	②送風機の稼働状況		生物処理機能の低下	同左	
	③駆動装置の稼働状況		同上	同上	
2 ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況	①ばっ気装置の稼働状況		同上	同上	
	②攪拌装置の稼働状況		同上	同上	
3 汚泥返送装置、汚泥移送装置、循環装置、逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	①汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況		返送または移送不良による生物処理機能の低下	同左	
	②循環装置の稼働状況				
	③逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況		逆洗または洗浄不良による生物処理機能の低下	同左	

小項目	チェック項目	残留塩素濃度	透視度	BOD	備考
4 膜モジュールの稼働状況	①膜モジュールの稼働状況		透過水の懸濁による処理機能の低下	同左	閉塞による透過水量低下またはオーバーフロー水の流出を含む。
5 制御装置及び調整装置の稼働状況	①制御装置の稼働状況		制御不良による生物処理機能の低下	同左	生物処理槽以後の装置による制御装置の場合
	②調整装置の稼働状況		調整不良による生物処理機能の低下	同左	生物処理槽以後の装置に係る調整装置の場合
6 生物膜または活性汚泥の状況	①生物膜の状況		過剰な肥厚化または未生成による生物処理機能の低下	同左	
	②活性汚泥の状況		固液分離不良による生物処理機能の低下	同左	
7 設備の稼働に係るその他の状況	①その他の装置の稼働状況				

3. 水の流れ方の状況

小項目	チェック項目	残留塩素濃度	透視度	BOD	備考
1 管渠、升及び単位装置間の水流の状況	①流入管渠（路）の水流の状況				
	②放流管渠（路）の水流の状況		処理水の停滞または逆洗等による生物処理機能の低下	同左	
	③各単位装置間の水流の状況		生物処理機能の低下	同左	
2 越流せきにおける越流状況	①越流せきにおける越流状況	汚泥、スカムの流出による消毒剤の消費	汚泥、スカムの流出	同左	
3 各単位装置内の水位及び水流の状況	①原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況		消毒剤の逆流による生物処理機能の低下	同左	放流ポンプの場合
	②流量調整槽の水位及び水流の状況		流量調整機能の不良に伴う沈殿分離機能の低下	同左	
	③嫌気ろ床槽の水位の状況				
	④ばっ気槽の水位及び水流の状況		攪拌不良に伴う生物処理機能の低下	同左	

小項目	チェック項目	残留塩素濃度	透視度	BOD	備考
3 各单位装置内の水位及び水流の状況	⑤接触ばっ気槽の水位及び水流の状況		同上	同上	
	⑥生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況		同上	同上	
	⑦平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況		短絡流の形成に伴う生物処理機能の低下	同左	
	⑧沈殿槽の水位及び水流の状況		沈殿分離機能の低下	同左	
	⑨その他の単位装置の水位及び水流の状況				
4 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	①原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況				
	②流量調整槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況				
	③腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気ろ床の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況				
	④ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況		攪拌不良に伴う生物処理機能の低下	同左	
	⑤生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況		同上	同上	
	⑥沈殿槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	汚泥、スカムによる消毒剤の消費	汚泥、スカムの流出	同左	
	⑦消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	同上	同上	同上	
	⑧消泡ポンプ槽及び水中ブローア槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	同上	同上	同上	
	⑨放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	同上	同上	同上	
	⑩汚泥処理設備の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況		汚泥、スカムの流出による生物処理機能の低下	同左	
5 水の流れ方に係るその他の状況	①汚泥の流出状況	汚泥による消毒剤の消費	汚泥の流出	同左	

4. 使用の状況

小項目	チェック項目	残留塩素濃度	透視度	BOD	備考
1 特殊な排水等の流入	①油脂類の流入状況		生物処理機能の低下	同左	
	②処理対象以外の排水の流入状況		同上	同上	
2 異物の流入状況	①異物の流入状況		同上	同上	
3 使用に係るその他の状況	①流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況		流入量の増大に伴う沈殿分離機能の低下	流入水の増大または過少に伴う生物処理機能の低下	

5. 悪臭の状況

小項目	チェック項目	残留塩素濃度	透視度	BOD	備考
1 悪臭の発生状況	①悪臭の発生状況				
	②悪臭防止措置の実施状況				

6. 消毒の実施状況

小項目	チェック項目	残留塩素濃度	透視度	BOD	備考
1 消毒の実施状況	①消毒剤の有無	消毒薬の薬剤切れ			
	②処理水と消毒剤の接触状況	消毒剤との接触不良			

7. か、はえ等の発生状況

小項目	チェック項目	残留塩素濃度	透視度	BOD	備考
1 か、はえ等の発生状況	①か、はえ等の発生状況				